

＜一般委託＞

(「屋外清掃」「建物清掃」「有人警備」「剪定・樹木伐採」用)

史跡東京湾要塞跡 猿島砲台跡 危険樹木伐採業務 仕様書

史跡東京湾要塞跡 猿島砲台跡 危険樹木伐採業務に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	別紙「史跡東京湾要塞跡 猿島砲台跡 危険樹木伐採業務特記仕様書」のとおり
2	履行期間	契約の日から令和3年3月31日
3	施行場所	横須賀市猿島1番
4	業務内容	別紙「史跡東京湾要塞跡 猿島砲台跡 危険樹木伐採業務特記仕様書」のとおり
5	特記事項	なし
6	関係法規	文化財保護法
7	資格要件	本業務履行については、下記の資格を有すること。 (1)入札参加申請時点で「造園施工管理技士」又は「街路樹選定士」の資格を有するものを雇用しており、履行期間を通じて当該資格を有する者の指導の下に業務を履行することができること。
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
10	業務委託成績評定	対象 ・ 非対象
11	現場代理人の配置	必要 ・ 不要
12	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
13	監督員 連絡先	教育総務部生涯学習課 北原・川本

＜指示又は希望事項＞

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。</p>
----------------------------------	---

史跡東京湾要塞跡 猿島砲台跡 危険樹木伐採業務特記仕様書

横須賀市を委託者とし、受託業者を受託者とする。

1 業務の名称

史跡東京湾要塞跡 猿島砲台跡 危険樹木伐採業務

2 委託期間

契約締結日～令和3年（2021年）3月31日

3 業務の目的

史跡東京湾要塞跡猿島砲台跡は、戦後70数年を経て樹木の繁茂が進み、史跡の本質的価値を構成する要素である遺構への影響が問題視されている。特に不特定多数の見学者が園路として利用する墨道部分は、樹根により石積み擁壁や煉瓦遺構が破壊され始めている。

遺構の保存と見学者の安全確保のため、平成30年度に実施した毎木調査の結果に基づき危険樹木と判定された樹木等の伐採を施行するものである。

4 一般事項

- (1) 国指定史跡地内であることに留意し、遺構にき損や影響を与えることのないよう、十分配慮して進めること。
- (2) 業務実施にあたっては、工程表を提出し、監督員の承諾を得ること。
- (3) 業務作業時には、史跡見学者の安全には十分注意し、怪我・損傷等を生じた場合は、受託者の責任において処置するとともに、監督員に報告すること。
なお、都市公園としての施設にも配慮し、その機能及び利用等に支障をきたす恐れのないよう、十分注意して万全の策を講ずること。
- (4) 受託者は業務完了後、速やかに完了届及び業務写真・報告書等を監督員に提出すること。
- (5) 本業務には、業務に必要な作業区域内における発生物の収集、片付け、小運搬、清掃等を含み、また渡航費も含まれている。
- (6) 作業時に用いる機械器具及び消耗品等は、すべて受託者の負担とする。

5 業務仕様

(1) 急傾斜地樹木等伐採

ア 危険樹木伐採

伐採する樹木の本数とサイズは別紙一覧表のとおり。

吊るし切り作業により枝・幹を安全に降下させること。

イ 竹伐採

伐採する範囲は、約10㎡とし、樹木位置図中のマダケ林を対象とし、伐採箇所は別途協議によるものとする。

竹伐採は地際で行うものとし、切り口は危険が無いように適切な処理をすること。

(2) 場内小運搬

業務における発生材の処分場所は、指定された場所へ運搬すること。
なお、指定された場所までの運搬費は含まれている。

6 報告書の提出

本業務における報告書は以下のとおりとし、納品場所は、教育委員会教育総務部生涯学習課（本庁舎1号館6階）とする。

(1) 報告書（A4版） 4部

樹木ごとに、作業前・作業中・完了の写真を撮影すること。

(2) 撮影した写真の電子データ（CD-R 等） 1式

6 全業務共通事項

- ① 業務を履行するにあたり法令及び委託者の定める条例、規則等を遵守すること。
- ② 受託者は、本委託を一括して他人に請け負わせてはならない。
- ③ 受託者の負担する経費は、全て当該委託料に含むものとする。
- ④ 契約の履行または不履行により委託者または第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその損害を賠償しなければならない。
- ⑤ その他、この仕様書に定めのない事項については、受託者は委託者と協議のうえ、決定するものとする。

令和2年度 史跡東京湾要塞跡 猿島砲台跡 危険樹木伐採業務

No.	管理No.	樹種	数量	単位	幹周(cm)	樹高 (m)	仕様
1	No.133	エノキ	1	本	300	15	伐採
2	No.134	エノキ	1	本	90	11	伐採
3	No.185	シロダモ	1	本	115	12	伐採
4	No.211	ハゼノキ	1	本	60	12	伐採
5	No.246	タブノキ	1	本	157	5	伐採
6	竹伐採	10 m ²	1	式			伐採

*竹以外、すべて吊るし切りを想定します。

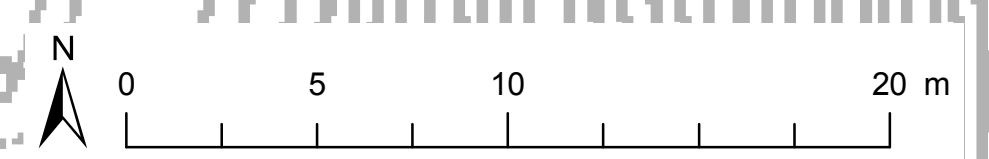
*伐採木は小分けにして、現地に仮置きとします。

仮置き場は現地協議とします。



凡例

- 良好
- 不良
- 枯死
- 危険
- マダケ林



猿島砲台跡地樹木位置図



猿島砲台跡地樹木位置図